令和８年８月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件　　名	主な内容
6	専決処分について 専決第１号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、関連する条例において、旅費の計算方法を改めたほか、所要の改正を行ったもの
7	令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】　1,520,162,960 円 【歳出決算額】　1,480,880,106 円 【歳入歳出差引額】　39,282,854 円
8	令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】　311,025,708,962 円 【歳出決算額】　308,600,542,720 円 【歳入歳出差引額】　2,425,166,242 円
9	令和８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	医療財政調整基金への積立金及び令和７年度市町村療養給付費負担金等の精算に係る経費を補正するもの 【補正前】　324,646,116 千円 【補正額】　2,505,508 千円 【補正後】　327,151,624 千円

議案第６号関係

専決処分について

専決第１号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第６号関係資料

議案第６号　専決処分について

専決第１号　新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

１　一部改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、関連する条例において、旅費の計算方法を改めたほか、所要の改正を行ったもの

（当該条例により改正した条例）

・新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

・新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

２　条例改正の概要

（新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）

（１）旅費の計算方法の見直し等

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象を見直したほか、所要の文言の整理を行ったもの

（新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例）

（２）特別職の職員等が公務のため旅行したときの費用弁償の見直し等

特別職の職員等の旅費に係る費用弁償の額について、新潟県特別職の職員の給与に関する条例又は新潟県議会議員給与条例を適用する規定を整備したほか、所要の文言の整理を行ったもの

３　専決処分とした理由

新潟県から令和８年２月６日付けで関連文書が発出され、令和８年２月定例会への条例改正に係る追加議案を提出することが困難であったこと及び施行日の令和８年４月１日までに所要の改正を講ずる必要が生じ、かつ、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和８年３月２６日付けで専決処分を行ったもの

議案第５号関係資料

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表
（第１条関係）

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成１９年３月１日 条例第２０号	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成１９年３月１日 条例第２０号
（定義） 第２条　（略）	（定義） 第２条　（略）
(1)　旅行　本邦（本州・北海道・四国・九州及び規則で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。	
(2)　出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(1)　出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(2)　（削る）	(2)　扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
(3)　遺族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖	(3)　遺族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖

新	旧
父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (4)　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。 (5)　家族　旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 ２　（削る）	父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 ２　この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。
（旅費の支給） 第３条　（略） ２　職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2)　（略）	（旅費の支給） 第３条　（略） ２　職員又は　　その遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2)　（略）

新	旧
３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第２８条第４項又は　　第２９条第１項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第１６条第１号又は第４号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
４・５　（略）	４・５　（略）
６　第１項、第２項、第４項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、若しくは取り消され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。	６　第１項、第２項、第４項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
７　（略）	７　（略）
８　第１項、第２項、第４項から第６項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	
９　（略）	８　（略）
（旅行命令）	（旅行命令）

新	旧
第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。 (1)　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令 (2)　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼 ２　（略） ３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 ４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める　事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知しなければ　ならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。 ５　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。	第４条　旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。 ２　（略） ３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要　があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 ４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し　、若しくは取り消すには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載　し、これ　を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。 ５　旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

新	旧
（旅行命令等に従わない旅行） 第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ２・３　（略） 第６条　（削る）	（旅行命令等に従わない旅行） 第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更された　旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ２・３　（略） （旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。 ２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 ５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額又は定額により支給する。 ６　旅行雑費は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。 ７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 ８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 ９　第２０条第１項に規定する旅行については、第１項に掲げる旅費に

新	旧
	代え、日額旅費を旅費として支給する。
（旅費の計算）	（旅費の計算）
第６条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第９条から第１５条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	第７条　旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
第８条　（削る）	第８条　旅費計算上の旅行日数は、第３項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程４００キロメートルについて１日の割合をもって通算した日数による。 ２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。 ３　第３条第２項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第１項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。
第９条　（削る）	第９条　旅行者が同一地域（第２条第２項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数３０日を超える場合にはその超える日数について定額の１割、滞在日数６０日を超える場合にはその超える日数について定額の２割に相当する額をそれ

新	旧
	ぞれの定額から減じた額による。 ２　同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
第１０条　（削る）	第１０条　１日の旅行において旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。
第１１条　（削る）	第１１条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
（旅費の請求手続） 第７条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一	（旅費の請求手続） 第１２条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの は、所定の請求書 に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一

新	旧
部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。 ２・３　（略） ４　支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。 ５　第１項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。 ６　前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 ７　第１項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第２項及び第３項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。	部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。 ２・３　（略） ４　第１項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第２項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

新	旧
（旅費の種目） 第８条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び包括宿泊費とする。 （鉄道賃） 第９条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　急行料金 (3)　寝台料金 (4)　座席指定料金 (5)　特別車両料金 (6)　前各号に掲げる費用に付随する費用 ２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。 （船賃） 第１０条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第	

新	旧
２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　寝台料金 (3)　座席指定料金 (4)　特別船室料金 (5)　前各号に掲げる費用に付随する費用 （航空賃） 第１１条　航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　座席指定料金 (3)　前２号に掲げる費用に付随する費用 （その他の交通費）	

新	旧
第１２条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する費用 (2)　道路運送法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用 (3)　職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして規則で定める費用 (4)　前各号に掲げる費用に付随する費用 （宿泊費） 第１３条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。	（鉄道賃） 第１３条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。 (1)　その乗車に要する運賃 (2)　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

新	旧
（宿泊手当） 第１４条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める１夜当たりの定額とする。	(3)　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金 ２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上のもの (2)　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道５０キロメートル以上のもの ３　第１項第３号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。 （船賃） 第１４条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。 (1)　運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、別表の区分による運賃 (2)　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 (3)　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前２号

新	旧
（包括宿泊費） 第１５条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第９条から第１２条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。 （退職者等の旅費） 第１６条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。 ２　任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。	に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 ２　前項第１号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。 （航空賃） 第１５条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。 （車賃） 第１６条　車賃の額は、実費額による。 ２　前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行した場合の車賃の額は、１キロメートルにつき２２円とする。この場合において、公務上の必要により有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担するときの車賃の額は、その実費額を加算した額とする。 ３　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第１１条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 ４　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

新	旧
（遺族の旅費） 第１７条　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。	（旅行雑費） 第１７条　旅行雑費の額は、別表のとおりとする。 ２　前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。 ３　公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に規則で定める出発地を出発し、又は規則で定める時刻以後に規則で定める帰着地に帰着する日の旅行雑費の額は、第１項及び第２項ただし書に定める額に、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、別表に定める額に相当する額を加えた額とする。
（旅費の支給額の上限） 第１８条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第９条第１項各号、第１０条第１項各号、第１１条第１項各号及び第１２条各号に掲げる各費用について、第６条及び第９条から第１２条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 ２　宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第６条、第１３条及び第１５条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	（宿泊料） 第１８条　宿泊料の額は、別表のとおりとする。 ２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
（旅費の調整）	（食卓料）

新	旧
第１９条　任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 ２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。	第１９条　食卓料の額は、別表のとおりとする。 ２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。
（旅費の返納） 第２０条　支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 ２　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。	（日額旅費） 第２０条　第６条第１項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認められるものとする。 ２　日額旅費の額、支給条件等は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第６条第１項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。
（規則への委任） 第２１条　この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。	（県外の同一地域内旅行の旅費） 第２１条　県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

新	旧
	２　前項の規定にかかわらず、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について第１７条第１項の規定により支給される旅行雑費の額に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。 （退職者等の旅費）
第２２条　（削る）	第２２条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 (1)　退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費 (2)　退職等を知った日の翌日から１５日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費 （遺族の旅費）
第２３条　（削る）	第２３条　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。 ２　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第２条第１項第３号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 （旅費の調整）

新	旧
第２４条　（削る）	第２４条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 ２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。 （旅費の特例）
第２５条　（削る）	第２５条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第３項若しくは第６４条又は船員法（昭和２２年法律第１００号）第４７条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第１５条第３項若しくは第６４条又は船員法第４８条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 （実施規定）
第２６条　（削る）	第２６条　この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。
別表　（削る）	別表（第１４条、第１７条―第１９条関係）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>旅行雑費、宿泊料及び食卓料
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">船賃</th><th>旅行雑費</th><th>宿泊料</th><th>食卓料</th></tr>
<tr><td></td><td>2階級に区分する場合</td><td>3階級に区分する場合</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事務局長</td><td>下級</td><td>中級</td><td>1,300円</td><td>13,100円</td><td>2,600円</td></tr>
<tr><td>その他の職員</td><td>下級</td><td>下級</td><td>1,100円</td><td>10,900円</td><td>2,200円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3　新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4　新条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例第３条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5　新条例第２０条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表
（第２条関係）

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１９号 （費用弁償） 第７条　特別職の職員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として次に掲げる額を支給する。 (1)　広域連合長　新潟県特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年新潟県条例第３０号。以下「県条例」という。）第５条第１項第１号に規定する額 (2)　副広域連合長　県条例第５条第１項第２号に規定する額 (3)　議会の議員　新潟県議会議員給与条例（昭和２５年新潟県条例第２号）第７条に規定する額 (4)　第２条第１項第３号から第５号までに掲げる特別職の職員　県条例第５条第１項第４号に規定する額 ２　特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席した場合の費用弁償は、前項各号の規定に従い支給する。 ３　前２項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州・北海道・	新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１９号 （費用弁償等の支給及びその種類） 第７条　特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。 ２　前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第２に定める額とする。 ３　公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊

新

四国・九州及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第１６号）で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職の職員の例によるものとする。

４　（削る）

別表第２（第３条　　関係）

区分		報酬
広域連合長		年額 60,000円
副広域連合長		年額 48,000円
議会	議長	年額 30,000円
	副議長	年額 24,000円
	議員	年額 21,000円

旧

した場合を除くほか、路程１００キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、前項に規定する額の２分の１に相当する額とする。

４　前３項の規定にかかわらず特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席したときは、出席した日数に応じ、別表第３に定める額を支給する。

別表第２（第３条、第７条関係）

区分		報酬	費用弁償			
			日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
広域連合長		年額 60,000円	県内 1,500円	県外 3,000円	14,800円 3,000円	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の規定
副広域連合長		年額 48,000円				
議会	議長	年額 30,000円				
	副議長	年額 24,000円				

新

選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円
	その他の委員	年額 60,000円
附属機関の委員等及び非常勤職員		日額 7,000円

別表第３　（削る）

旧

	議員	年額 21,000円				の例により算出して得た額。ただし、特別急行列車を利用し、かつ、現に利用する場合に限り特別車両料金を含み、船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額とする。
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円	県内 1,300円	13,100円	2,600円	
	委員	日額 7,000円	県外 2,600円			
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円				
	その他の委員	年額 60,000円				
附属機関の委員等及び非常勤職員		年額 7,000円				

別表第３（第７条関係）

	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
議会並びに監査及び会議のため出席する場合	別表第2で定める鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額。ただし、海路、遠距離等を理由に宿泊が必要と広域連合長が認める場合は、別表第2で定める宿泊料を加算でき

新	旧
	るものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第７号関係

令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第７号関係資料

議案第７号　令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】　（単位：円、％）

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,520,162,960	1,875,551,553	△355,388,593	△18.9
歳出決算額	1,480,880,106	1,809,554,975	△328,674,869	△18.2
歳入歳出差引額	39,282,854	65,996,578	△26,713,724	△40.5

【歳入歳出差引額】　39,282,854円

令和８年度会計に繰り越して、令和８年度の市町村負担金から減額し、精算します。

【主な歳入】（決算書10頁、11頁）

○ 分担金及び負担金　1,452,814,000円

・後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する市町村負担金

○ 国庫支出金　115,000円

・「医療懇談会」の運営等に対する特別調整交付金

○ 諸収入　1,237,382円

・預金利子　ほか

【主な歳出】（決算書12頁から15頁まで）

○ 総務費　1,479,791,171円

・特別会計事務費繰出金　1,383,960,632円

・派遣職員人件費等負担金　70,681,649円

ほか

議案第８号関係

令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第８号関係資料

議案第８号　令和７年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】　（単位：円、％）

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
歳入決算額	311,025,708,962	297,869,321,026	13,156,387,936	4.4
歳出決算額	308,600,542,720	293,113,197,676	15,487,345,044	5.3
歳入歳出差引額	2,425,166,242	4,756,123,350	△2,330,957,108	△49.0

【歳入歳出差引額】　2,425,166,242円

令和８年度会計に繰り越して、市町村支出金等の返還金の財源に充当します。

【主な歳入】（決算書22頁から29頁まで）

○ 市町村支出金　57,862,662,461円

・療養給付費等に対する市町村負担金（保険料等分、療養給付分）

○ 国庫支出金　102,607,994,080円

・療養給付費等に対する国庫負担金及び国庫補助金

○ 県支出金　25,876,294,344円

・療養給付費等に対する県負担金

○ 支払基金交付金　117,951,100,000円

・療養給付費等に対する支払基金交付金

○ 繰入金　1,383,960,632円

・特別会計で執行した事務費に係る財源として受け入れた一般会計繰入金

○ 繰越金　4,756,123,350円

・令和６年度からの繰越金

【主な歳出】（決算書30頁から39頁まで）

○ 総務費　2,324,083,018円

⑴ 業務一般管理事務費　145,732,189円

・派遣職員人件費等負担金　126,010,919円

ほか

⑵ 医療給付経費　716,165,420円
・被保険者証等作成封入封緘業務委託料　37,420,372円
・レセプト２次点検業務委託料　62,342,093円
・審査支払電算処理業務委託料　246,376,049円
ほか

⑶ 保険料賦課経費　690,560円
・被扶養者情報提供料　690,560円

⑷ 電算システム経費　594,487,554円
・システム構築等業務委託料　120,362,311円
・稼動維持支援等業務委託料　150,457,560円
・電算システム賃貸借　127,018,581円
ほか

⑸ 医療財政調整基金経費　862,832,838円
・医療財政調整基金積立金　850,734,708円
・医療財政調整基金積立金（利子分）　12,098,130円

⑹ 医療費適正化推進事業経費　4,174,457円
・ジェネリックカード等印刷費　1,960,343円
・ジェネリック医薬品差額通知郵送料　1,042,014円
ほか

○ 保険給付費　300,627,539,446円

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
療養給付費	274,050,171,697	262,386,173,965	11,663,997,732	4.4
その他療養諸費	8,098,988,854	7,438,054,936	660,933,918	8.9
審査支払手数料	833,145,843	818,219,292	14,926,551	1.8
高額療養諸費	16,321,383,052	14,871,818,132	1,449,564,920	9.7
葬祭費	1,323,850,000	1,307,650,000	16,200,000	1.2
合　計	300,627,539,446	286,821,916,325	13,805,623,121	4.8

○ 保健事業費　1,134,976,505円

・健康診査業務委託料　692,687,372円

令和７年度		
計画人数（A）	受診者数（B）	受診率（（B）／（A））
108,766	109,412	100.6

※受診者数には、過年度受診者の請求遅れの分も含みます。

・歯科健診業務委託料　33,899,304円

・低栄養・重症化予防等業務委託料　12,858,210円

・一体的実施委託料　277,276,745円

・後期高齢者医療特別対策補助金　116,505,542円

ほか

議案第７，８号関係資料

【財産の状況】令和８年３月31日現在（決算書41頁）

○ 物品

・次期標準システムに係るミドルウェア（JP１製品群）

標準システムのクラウド化に伴い導入した統合システム運用管理ツールに係るミドルウェアライセンスです。

・次期標準システムに係るミドルウェア（SVF製品）

標準システムのクラウド化に伴い導入した帳票管理に係るミドルウェアライセンスです。

・次期標準システムに係るミドルウェア（COBOL製品）

標準システムのクラウド化に伴い導入した標準システムの稼働前提となるミドルウェアライセンスです。

○ 基金

・後期高齢者医療財政調整基金　6,937,402,273円

これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第９号関係

令和８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
（第１号）

議案第９号関係資料

議案第９号　令和８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

【補正額】　2,505,508千円　追加

【補正理由】医療財政調整基金への積立金及び令和７年度市町村療養給付費負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明	
市町村支出金	63,655,270	73,423	63,728,693	療養給付費負担金 過年度分 （令和７年度実績精算分）	73,423
国庫支出金	108,326,049	3,460	108,329,509	高額医療費負担金 過年度分 （令和７年度実績精算分）	3,460
県支出金	27,141,956	3,460	27,145,416	高額医療費負担金 過年度分 （令和７年度実績精算分）	3,460
繰越金	1	2,425,165	2,425,166	前年度繰越金	2,425,165
補正されなかった款にかかる額	125,522,840	0	125,522,840		
歳入合計	324,646,116	2,505,508	327,151,624		

【歳出】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明		
総務費	1,697,954	845,747	2,543,701	医療財政調整基金経費		845,747
				医療財政調整基金積立金		845,747
諸支出金	45,302	1,659,761	1,705,063	償還金（令和７年度実績精算分）		1,659,761
				国庫負担金返還金		668,097
				療養給付費負担金	668,097	
				国庫補助金返還金		49,740
				特別調整交付金	49,529	
				後期高齢者医療災害臨時特例補助金（東日本大震災分）	55	
				社会保障・税番号システム整備費等補助金	156	
				県負担金返還金		222,699
				療養給付費負担金	222,699	
				市町村負担金返還金		336,154
				支払基金返還金		383,071
補正されなかった款にかかる額	322,902,860	0	322,902,860			
歳出合計	324,646,116	2,505,508	327,151,624			